

# 令和8年度 製造業・建設業支援助成事業募集要領

## 1. 事業内容

久喜市内の中小、小規模事業者の製造業・建設業等が、「販路拡大」「デジタル技術を活用した開発及び改善」「商品・製品・技術開発」「技術取得・経営強化のための研修費」など、事業展開の拡大を図るために要する経費を助成します。

## 2. 助成対象事業

NO.	助成対象事業名	内訳
(1)	製品開発費	試作品作成費・加工費・材料費及び製品機器等
(2)	デジタル関連費	D×に資する革新的な製品及び機器、サービスの開発
		デジタル技術を利用した生産プロセス、サービス提供方法の改善事業
(3)	環境対策費	省エネ機器購入費・節電対策工事費等
(4)	展示会参加費	出展費・ブース加工費・新聞、雑誌等への広告掲載費等
(5)	製品カタログ作成費	会社案内、製品カタログ・パンフレット等の作成費
(6)	知的財産権・特許取得費	調査費・取得手数料等

※1から6のいずれかを選択。複数申請不可。

## 3. 申請要件

- ①久喜市商工会員であり久喜市内で製造業・建設業を営む個人または久喜市に登記簿上の本店所在地又は事業所がある法人。なお、対象となる業種は、日本産業分類の大分類が製造業・建設業となる事業者に限られる
  - ②本申請内容を踏まえた事業計画を策定し、経営革新計画に取り組む見込みであること。
  - ③同一内容で国・都道府県・区市町村・中小企業振興公社等から助成を受けていないこと。
  - ④過去に国・埼玉県・久喜市・埼玉県振興公社等からの助成に関し、不正等の事故を起こしていないこと。
  - ⑤反社会的勢力との関係がないこと。
- ※助成事業の申請は1企業1回のみ。

## 4. 助成金額

助成対象事業に要する経費であり助成対象と認められる経費のうち  
上記2. 助成対象事業(1)～(3)は最大10万円(1万円未満切捨て)  
助成対象事業(4)～(6)は最大5万円(1万円未満切捨て)

## 5. 助成事業制度の流れ

- ①申請書の提出締切は各年1月31日。ただし、助成金予算が終了した場合締切期日前に受付を終了。
- ②提出された申請の内容について、現地確認等を実施し内容を精査した後、交付決定通知を発行。
- ③補助金額の交付は実績報告後、30日以内とする。

## 6. 助成対象期間

- ①7月1日から2月末日までの期間に実施及び経費の支払いが完了していること。

## 7. 受付期間

- ①7月1日から1月31日  
\*助成金予算が終了した場合、締切期日前に受付を終了。

## 8. 助成対象経費

- ①助成対象経費は、助成事業の目的のみに支出する経費であり、前述の2. 助成対象事業(1)～(6)に対応する経費。
- ②展示会出展の場合は一般公開されている展示会が対象。

## 9. 助成対象外経費の例

- ①間接経費（交通費、保険料、納品時の送料、印紙代、雑費等）
- ②自社で主催する展示会に要する費用
- ③展示会出展の場合、共同出展等に係る経費で、企業間の費用負担按分について妥当性が説明できない費用
- ④コンパニオン、アルバイト等外部人材派遣に関する経費（通訳費を含む）  
※その他、内容によっては対象外となる場合あり。

## 10. 助成対象者に決定された後の注意事項

### ①実行状況の確認

事業実施後、速やかに事業実施報告書及び付属資料を提出。付属資料等とは申請された事業の実施が確認できる以下内容となる。

- ・料金の支払いが確認できる書類の写し(領収書・振込明細書等)
- ・作成・配布した広報物の原本(広報物を作成・配布した場合)
- ・ブース全体、出展状況等出展の状況が分かる写真(展示会出展の場合)
- ・広告等が掲載された新聞、雑誌等の原本(広告を掲載した場合)

### ②事業実施報告書及び付属資料の提出期限

申請された内容にかかわるすべての支払完了後、30日以内に提出。

報告書を期限内にご提出いただけない場合、交付決定を取り消しする場合があります。

## 11. 助成事業完了後の注意事項

### ①申込された情報については下記の事例に限り取り扱いません。

- ・当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析の使用
- ・経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査

## 12. 助成金交付決定の取り消し

以下のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- ①偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- ②助成金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき。
- ③その他助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく事項に違反したとき。

## 13. 申請書提出について

久喜市商工会 本 所	〒346-0003	埼玉県久喜市久喜中央 4-7-20
菖蒲支所	〒346-0106	埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲 193-1
鷺宮支所	〒340-0217	埼玉県久喜市鷺宮 4-8-8

## 附 則

- 1 この募集要領は、令和9年7月1日から施行する。